

日本女子テニス連盟福井県支部規約

第一章 総 則

第1条 本会は日本女子テニス連盟福井県支部（以下本支部とする）と称する。

第2条 本支部の事務局を役員宅に置く。

第二章 目 的

第3条 本支部はスポーツ精神に基づき、女子テニスの普及発展及びジュニアテニスの指導育成に貢献すると共に、県女子テニス愛好者の親睦を図ることを目的とする。

第三章 事 業

第4条 本支部は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 日本女子テニス連盟の事業
- (2) 県内女子テニス大会の開催
- (3) その他本支部の発展向上のための必要事項

第四章 組織及び会員

第5条 本支部は女子テニス愛好者によって組織し、福井県テニス協会に所属する。

第6条 会員は原則として、本支部登録クラブに所属し、所定の様式により入会を申し込んだ者とする。

第五章 役 員

第7条 本支部に下記の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| (1) 支 部 長 | 1 名 | (5) 理 事 | 若干名 |
| (2) 副支部長 | 2 名 以内 | (6) 監 事 | 2 名 以内 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 | (7) 事 務 局 | 1 名 |
| (4) 常務理事 | 若干名 | | |

上記の役員の他に名誉支部長、名誉会員、顧問及び参与を置くことができる。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 支部長は本支部を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長不在の時はこれを代行する。
- (3) 理事長は理事会の決議に基づき、本支部の常務を掌理する。
- (4) 理事は理事会を構成し、総会の議決事項を執行する。
- (5) 常務理事は理事会の議決に基づき、理事会から委託された事項を執行する。
- (6) 監事は本支部の会計を監査し、総会及び理事会に出席して報告を行い意見を述べる事が出来る。
- (7) 名誉支部長、顧問、参与は支部長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べる事が出来る。

第9条 役員の選出は次の通りとする。

- (1) 支部長、副支部長は総会に於いて推挙する。
- (2) 理事、事務局及び監事は支部長が推挙し、総会に於いて選任する。
- (3) 理事長及び常務理事は理事の中より選出する。

(4) 名誉支部長、顧問、参与は総会の承認を得て支部長が委嘱する。

第 10 条 支部長、及び副支部長は理事とする。

第 11 条 役員任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。

第六章 会 議

第 12 条 本支部の会議は総会、理事会及び常務理事会とする。

第 13 条 総会は本支部の議決機関であって、年 1 回支部長が招集し開催する。但し必要と認められた時はこれを臨時に開催することが出来る。

第 14 条 総会において審議する事項は次の通りとする。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 役員選出

(5) その他の重要事項

第 15 条 理事会及び常務理事会は必要に応じて支部長が招集する。

第 16 条 常務理事会は、支部長、副支部長、理事長、及び常務理事により構成される。

第 17 条 会議の議決は出席者の過半数の賛同をもって定める。可否同数の時は議長がこれを決する。

第七章 委 員 会

第 18 条 理事会又は常務理事会が必要と認めるときは、別に委員会を設置することが出来る。委員会の委員は理事、常務理事、一般会員の中から支部長がこれを委嘱する。委員会の委員任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

委員長は理事又は常務理事の中から支部長がこれを委嘱する。委員会での決定事項は、理事会又は常務理事会の承認を必要とする。

第八章 会 計

第 19 条 本支部の経費は次の収入をもってこれに充てる。

(1) 会費 (2) 補助金 (3) 事業収益金 (4) 寄付金

(5) その他必要に応じ徴収する臨時会費

第 20 条 本支部の会計は、毎年 2 月 1 日より翌年 1 月 31 日迄とする。

第 21 条 慶弔費等について以下の様に定める。

・支部会員（役員も含む）には弔電を打つ事とする。

・クラブ代表者から役員に連絡が入った場合のみ対応する。

第九章 細 則

第 22 条 本規約の施行に関し必要な細則は、理事会の承認を得てこれを定める。

付 則

1. 本規約は令和 5 年 3 月 7 日から施行する。

2. 本規約施行の日をもって平成 31 年 3 月 6 日より施行の規約を廃止する。